

# 低所得者の方・子育て世帯へプレミアム付商品券を販売

消費税率が10%へ引き上げられることから、低所得者の方や子育て世帯の方の家計に与える影響を緩和し、地域の消費を支えるため、対象者の方にプレミアム付商品券を販売します。

▶ **プレミアム額** / 1冊4,000円(利用可能額5,000円)の商品券を5冊まで購入できます。  
最大2万円分購入した商品券に合計5,000円分のプレミアムが付与されます。

▶ **商品券購入引換期間** / 9月下旬から令和2年3月31日(予定)

▶ **商品券使用可能期間** / 10月1日から令和2年3月31日

▶ **プレミアム付商品券を購入できる方**

《低所得者の方》※申請が必要です

- 令和元年度(平成31年度)住民税が非課税の方  
(住民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護受給者などは対象外です)
- 1人につき、1冊4,000円(利用可能額5,000円)の商品券を5冊まで購入できます。

《子育て世帯の方》※申請は不要です

- 平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主の方
- 9月下旬に町から対象になる世帯主の方に購入引換券を送付します。
- 対象になる子ども1人につき、1冊4,000円(利用可能額5,000円)の商品券を5冊まで購入できます。

プレミアム付商品券の詳しい情報は、町広報紙やチラシ、町のホームページなどで随時お知らせします。  
商品券の使用できる店舗は現在選定中です。

プレミアム付商品券の対象となる方や世帯の方で、配偶者からの暴力を理由に避難しているなど、特別な理由がある方、また、不明な点がある方は問い合わせください。

問い合わせ先 商品券について / 役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)  
取扱店について / 役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

## 10月1日より消費税率が10%に

### 公共施設使用料・水道使用料などの料金を改定

10月1日から消費税と地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。本町においても10月1日から、各公共施設の使用料や水道使用料などに課せられている8%の消費税と地方消費税を10%に引き上げます。

消費税と地方消費税の引き上げに伴い、料金が改定されるものは次のとおりです。

- 施設などの使用料 / 屈斜路ウオーターズスポーツ交流公園・社会老人福祉センター・奥春別交流センター・屈斜路研修センター・川湯農村センター・川湯ふるさと館・桜ヶ丘森林公園・町公民館・町営プール・屈斜路コタンアイヌ民俗資料館・摩周観光文化センター・摩周運動公園・町営牧場
- 水道などの使用料 / 上水道・下水道・温泉
  - ▶ 上水道、下水道、温泉使用料は経過措置があり、上下水道は、12月請求分から、温泉使用料については11月請求分からの適用となりますので、詳しくはそれぞれの請求書をご確認ください。
- ※経過措置は、10月1日以降新規のご契約の方には適用なりません。
- その他 / ごみ袋の料金・産業廃棄物の処理料金・道路占用料

それぞれの詳しい料金などは、各担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先 / 役場総務課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

# ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

### 受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。  
①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童 ②父(母)が死亡した児童 ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童 ④父(母)の生死が明らかでない児童 ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

### 手当の金額(月額)

- ▶ 児童1人の場合
  - 全額支給 / 42,500円・一部支給 / 42,490～10,030円
- ▶ 児童2人以上の加算額
  - 2人目 全額支給 / 10,040円・一部支給 / 10,030～5,020円
  - 3人目以降一人につき 全額支給 / 6,020円・一部支給 / 6,010～3,010円

### 手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、その年度(8月～翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

### 所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額	所得額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額		受給者	配偶者および養育者
0人	49	192	236	459.6	628.7
1人	87	230	274	497.6	653.6
2人	125	268	312	535.6	674.9
3人	163	306	350	573.6	696.2
4人	201	344	388	611.6	717.5
5人	239	382	426	649.6	738.8

- 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
  - 本人の場合
    - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
    - ②特定扶養親族1人につき15万円
  - 孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 扶養親族などが6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

## 現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(木)～30日(金)の間に現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は8月13日(火)～9月11日(水)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

※児童扶養手当受給者の方へ

次に該当する方は、現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届」を提出してください。該当する方には郵便で個別に案内しています。提出がない場合は手当の一部、または全部が停止される場合があります。

- ①支給開始月から5年を経過する予定の方
  - ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方
  - ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月から数えて5年を経過する予定の方
  - ④既に①～③の期間を経過した方
- ※①～③は2018年8月から2019年7月に期間を経過する方が対象です。

問い合わせ先 児童扶養手当について / 役場健康子ども課子ども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)  
特別児童扶養手当について / 役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)